

中央北極海公海無規制漁業防止協定 第1回締約国会合の結果について

1 中央北極海公海無規制漁業防止協定

中央北極海の公海部分全体における規制されていない漁獲を防止することを目的とした国際協定。

締約国は北極海沿岸5か国（米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、デンマーク）に主要関心漁業国・機関（日本、中国、韓国、アイスランド、EU）を加えた全10か国・機関。

2 日時・場所

11月23日（水）から25日（金）まで、仁川（韓国）で開催。

3 我が国出席者

森下農林水産省顧問（我が国代表）ほか、水産庁及び外務省の関係者。

4 結果

- （1）締約国会合の手続規則が採択された。
- （2）協定発効から2年以内（2023年6月まで）に共同科学調査・モニタリング計画を策定する方針が確認された。
- （3）締約国会合について、現行の暫定議長（カナダ）・副議長（韓国）がそれぞれ正式な議長に就任。任期は令和4年（2022年）11月から4年間。
- （4）第2回締約国会合を来年6月に韓国で開催することとなった。